

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五十一条（略）</p> <p>一 職員が、噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業に従事したとき。</p> <p>二 職員が、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に従事したとき。</p> <p>三 職員が、豪雨等異常な自然現象又は重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業に従事したとき。</p> <p>四 職員が、前各号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき</p>	<p>第五十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 警察職員が、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき。</p> <p>三 人事委員会の定める職員が、前二号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき</p>

き、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）とする。

一 (略)

イ 巡回監視 七百十円

ロ 応急作業等 千八十円

二 前項第二号に掲げる作業 千八十円  
三 前項第三号に掲げる作業 八百四十円

き、次の各号に掲げる額とする。

一 (略)

イ 巡回監視 四百八十円（当該作業が夜間（日没時から日出時までの間をいう。この号において同じ。）に行われた場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）

ロ 応急作業等 七百三十円（当該作業が夜間に行われた場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）

二 前項第二号に掲げる作業 八百四十円（当該作業が警戒区域等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（人事委員会がこれに準ずると認める区域を含む。）をいう。）で行われた場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）

三 前項第三号に掲げる作業 八百四十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額

3|

四 前項第四号に掲げる作業 七百十円  
五 前項第五号に掲げる作業 千八十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額

一 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

一 第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合、前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二 第一項第三号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合、前項に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

三 第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合、前項に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

四 第一項第四号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第四号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合、前項に定める額にその百分の五十に相当する額

を加算した額

附則

1-6 (略)

7 当分の間、職員が東日本大震災に対処するため第五十一条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、同条第一項各号に掲げる作業の区分に応じ、同条第二項各号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。

附則

1-6 (略)

7 当分の間、職員が東日本大震災に対処するため第五十一条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第五十一条第一項第一号に掲げる作業

次に掲げる額

イ 巡回監視 第五十一条第二項第一号イの規定による額に四百八十円を加算した額

ロ 応急作業等(第五十一条第一項第一号イに規定する応急作業等をいう。) 同

二 第五十一条第一項第二号に掲げる作業 同条第二項第一号ロの規定による額に七百三十円を加算した額

三 第五十一条第一項第三号に掲げる作業 同条第二項第二号の規定による額に八百四十円を加算した額

11 職員が、著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため第五十一条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

一 第五十一条第一項第一号に掲げる作業

次に掲げる額

イ 巡回監視 第五十一条第二項第一号イの規定による額に四百八十円を加算した額

ロ 応急作業等(第五十一条第一項第一号イに規定する応急作業等をいう。) 同

二 第五十一条第一項第二号に掲げる作業 同条第二項第一号ロの規定による額に七百三十円を加算した額

三 第五十一条第一項第三号に掲げる作業 同条第二項第二号の規定による額に八百四十円を加算した額

11 職員が、著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため第五十一条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

一 第五十一条第一項第一号に掲げる作業

次に掲げる額

イ 巡回監視 第五十一条第二項第一号イの規定による額に四百八十円を加算した額

ロ 応急作業等(第五十一条第一項第一号イに規定する応急作業等をいう。) 同

二 第五十一条第一項第二号に掲げる作業 同条第二項第一号ロの規定による額に七百三十円を加算した額

三 第五十一条第一項第三号に掲げる作業 同条第二項第二号の規定による額に八百四十円を加算した額

12・13 (略)

12・13 (略)

十円を加算した額

三 第五十一条第一項第三号に掲げる作業

同条第二項第三号の規定による額に同号の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額

## 附則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から施行日の前日までの間において令和六年能登半島地震による災害に関し、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前条例」という。）第五十一条第一項各号に掲げる作業に従事した職員（以下「令和六年能登半島地震派遣職員」という。）についても適用する。

### (経過措置)

- 3 令和六年能登半島地震派遣職員が、改正前条例第五十一条第二項第二号に規定する警戒区域等で同条第一項第二号に掲げる作業に従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当については、改正後条例及び前項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、一、〇八〇円にその百分の百に相当する額を加算した額を支給する。  
(給与の内払)
- 4 附則第二項の規定により改正後条例第五十一条を適用する場合又は前項の規定を適用する場合においては、改正前条例第五十一条の規定に基づいて支給された災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、それぞれ改正後条例第五十一条又は前項の規定による災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の内払とみなす。